



# うちなー健康経営宣言

第 347 号  
令和 3 年 10 月 26 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

当事務所は、働き方改革や職員の健康管理の観点から健康経営に對して積極的な参画を予定しており、引き続き、管理職員や衛生委員会において、病気リスクの低減や労働生産性の向上等のために当該取組を認識して頂き、課題・改善等に向けて取り組んで行く予定です。

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら必ず受診させ、その報告を提出されることについて就業規則に盛り込む。
5. 従業員の家族の健診受診を奨励する。
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
7. 運動機会の増進に取り組む。
8. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
9. 感染症予防に取り組む。
10. 時間外勤務の削減や有給休暇取得を促進する。
11. メンタルヘルス対策に取り組む。
12. 治療と仕事の両立支援に取り組む。